

○新潟県中東福祉事務組合事務処理規則

平成 17 年 9 月 1 日組合規則第 2 号

改正

平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 1 号

平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、管理者及び会計管理者の権限に属する事務を処理するに当たり、執務に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市事務処理規則（平成 18 年五泉市規則第 10 号）の規定を、この組合の規則として準用して適用する。この場合において同規則中「市」とあるを「組合」に、「市長」とあるを「管理者」に「副市長」とあるを「副管理者」に「課長」とあるを「事務局長」に、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 4 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。